

野田市都市計画法第21条の2第1項及び第2項の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案の手續に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月9日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第218号

野田市都市計画法第21条の2第1項及び第2項の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案の手續に関する要綱の一部を改正する告示

野田市都市計画法第21条の2第1項及び第2項の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案の手續に関する要綱（平成31年野田市告示第109号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市都市計画法の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案の  
手續に関する要綱

第6条第1項中「第21条の2第3項各号」を「第21条の2第4項各号」に改める。

附 則

この告示は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日から施行する。